

介護保険

7月11日に令和元年度介護保険料決定通知書を送付

ID 1003623

特別徴収の方は年金から天引きします。また、普通徴収の方は同封の納付書で納期限までにお支払いください。口座振替登録済みの方は納期限に登録口座から振り替えます。

なお、7月中に決定通知書が届かない場合はお問い合わせください。

▼保険料の納め忘れにご注意を

納めないまましていると、介護サービスを利用する際の支払方法や自己負担額が変わる場合があります。

▼低所得者の保険料を軽減

令和元年度から所得段階第1、3段階の方の保険料を軽減しました。問高齢福祉課(☎514・8509)

生活福祉・地域福祉

受験生チャレンジ支援貸付事業

ID 1003813

中学3年生、高校3年生またはそれらに準じる方(高校・大学などの中途退学者、浪人生など)の学習塾等受講料や受験料の貸し付けを無利子で行います。

内容 学習塾等受講料貸付金：20万円まで、受験料貸付金：中学3年生は2万7千400円まで、高校3年生などは8万円まで※入学者は返済免除

ひとり親家庭などの方へ

問 子育て課(☎514-8598)

▶手当の支給および医療費の助成

右表の通り、母子・父子家庭などへの手当の支給や、医療費を助成する制度があります。申請をしていない方は早めに申請してください。

なお、所得制限により受給できない場合があります。詳細はお問い合わせください。

▶児童扶養手当を受給している方およびひとり親家庭等医療証をお持ちの方は現況届の提出を

ID 1009116

7月末に現況届を郵送します。期限までに提出がないと、手当の支給や医療証の送付が遅れる場合があります。

申込 8月1日(木)～31日(土)に市役所2階子育て課へ現況届を申請者本人が持参※日曜日、祝日を除く。医療証の現況届のみ郵送可

▶児童扶養手当の支給

ID 1009121

すでに認定されている支給対象者への4～7月分の手当は、8月9日(金)に指定の口座へ振り込みます。

▶未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

ID 1012126

児童扶養手当受給者で未婚(婚姻歴が無い)の方への臨時的な措置として、臨時・特別給付金が給付されます。

給付要件 次の全てに該当する方①11月分の児童扶養手当(支給停止を除く)を受給している父または母②基準日(10月31日)までに、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない③基準日(10月31日)において事実婚をしていないまたは事実婚の相手方の生死が明らかでない

給付額 17,500円

申込 8月1日(木)～令和2年1月31日(金)に市役所2階子育て課窓口へ※土曜・日曜日、祝日を除く。8月中は土曜日も受け付け。詳細は問い合わせを

▶ひとり親家庭の相談窓口を臨時で開設

ID 1003978

児童扶養手当の現況届を受け付けている8月中は、土曜日にもひとり親相談窓口を開設します。生活・就労・お子さまの学費のことなど、ぜひご相談ください。

問 セーフティネットコールセンター(☎514-8546)

対象 次の全てに該当する方①世帯の生計中心者(20歳以上)である②世帯(父母など養育者)の総収入または合計所得金額が一定基準以下③預貯金など資産保有額が600万円以下④土地・建物を所有していない(現在住んでいる場所の土地・建物を除く)⑤都内に引き続き1年以上住民登録している⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でない⑦暴力団員が属する世帯の構成員でない

申請期限 令和2年1月31日(金) 問 セーフティネットコールセンター(☎514・8546)

平成30年度市福祉オンブズパースン活動状況

ID 1003303

▼主な活動状況

苦情相談21件(来室7件、電話13件、その他1件)※苦情申し立ておよび実施機関に対する勧告なし

▼活動状況報告書の閲覧

閲覧場所 市役所2階福祉政策課、市政図書室、市内各図書館

問 福祉政策課(☎514・8469)

子育て支援

ID 1003978

ひとり親家庭へ子どもの学費などを貸し付け

内容 高校・大学などへの進学に必要な資金や転宅資金など全12資金 対象 都内に6カ月以上在住し20歳未満の子を扶養している方※要件あり

農業

ID 産業・仕事

子ども農業新聞記者募集

ID 10112159

日時・内容 8月5日(月)午前9時30分～午後3時30分：みなみの恵みおよび新規就農者川名桂氏の取材、19日(月)午前9時30分～午後3時：東光寺大根の取材

対象 両日参加できる小学3～6年生

定員 申込制で先着8人

費用 2日間で1千600円(昼食代)

申込 7月17日(水)～25日(木)に電話

問 都市農業振興課(☎514・8447)

市長のうごき



▼6月後半

ID 10112129

「16日」コスモスアベニュー事業、みんなの遊・友ランド開会式「18日」市議会定例会(審査報告)「22日」地域懇談会(三沢中地区、一中地区)「27日」国民健康保険運営協議会、日野市災害対策協力会総会「30日」日野市消防団応急救護審査会、地域懇談会(大坂上中地区)

問 市長公室秘書担当(代表)

消費生活センターから

ID 1008545

架空請求の相談が20万件を突破～身に覚えがないと思ったら絶対に相手に連絡しないこと！

▼最近の手口

- ・架空請求の通信手段は多様化(はがき、封書、メールなど)
- ・連絡を取らせようとさまざまな手口で消費者の不安をあおる(「訴訟する」など)
- ・連絡すると金銭を請求される(「弁護士紹介料が必要」、「支払った金銭は後日返金する」など)
- ・さまざまな支払い手段が悪用されている(コンビニのプリペイドカード、現金を宅配便で送るなど)

▼アドバイス

身に覚えがなければ絶対に連絡しないようにしましょう！ 困ったときは消費者ホットライン(☎188)や警察相談専用電話(☎9110)へ相談しましょう！

特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (●●●●)

この度、御通知しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御告知します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に実行させていただきますので裁判所執行官による執行経費の交付を承諾して頂くようお願い致します。裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでソライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年2月8日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03- 受付時間 9:00～19:00

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号(●●●●)

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きますようお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 11月29日

取り下げ等お問い合わせ相談窓口

03-6812- 受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

▲架空請求のはがきの例